

資料 12 提案事業及び附帯事業における参考価格

1 提案事業における行政財産の目的外使用の使用料の参考価格

(1) 土地の使用に係る使用料の額（年額）

当該使用に係る土地の評価額に 100 分の 8.8 を乗じて得た額（消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税の額（以下「消費税等相当額」という。）を含み、計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）。

使用期間が 1 年に満たないとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。

$$\text{(計算式)} \quad 12,090 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 8.8 / 100 \times \text{占用面積}(\text{m}^2)$$

(2) 建物の使用に係る使用料の額（年額）

当該使用に係る建物の部分の評価額に 100 分の 8.8 を乗じて得た額（消費税等相当額を含み、計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）と、当該建物の部分の敷地について上記（1）による額との合計額。

使用期間が 1 年に満たないとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。

2 附帯事業における貸付料の参考価格

土地の基準貸付料（年額）

当該使用に係る土地の評価額に 100 分の 8 を乗じて得た額（計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

$$\text{(計算式)} \quad 12,090 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 8 / 100 \times \text{占用面積}(\text{m}^2)$$

3 留意点

- ・上記価格は、応募者の提案に当たっての参考金額とする。
- ・上記 12,090 円/ m^2 は、令和 2 年における近傍類地の評価額であることから、固定資産の評価替えで変更となる場合がある。
- ・実際の使用料及び貸付料は、当該年度の提案事業における行政財産の目的外使用の使用料又は当該年度の附帯事業における貸付料によるものとする。
- ・初回の使用料は、新体育館の供用開始前に算定し、決定するものとする。
- ・初回の貸付料は、事業用借地権設定契約締結前に算定し、決定するものとする。